

# 警備業法に定める標識

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止となり、警備業法施行規則に規定する様式の「標識」の掲示義務化が課されることとなりました。このため、株式会社TAMA警備では規則に規定する「標識」を下記の通りウェブサイトに掲載いたしました。

警備業者	
認定をした公安委員会	埼玉県 公安委員会
認定の番号	第 43000703 号
有効期間	令和4年 2月 13日から 令和9年 2月 12日まで
氏名又は名称	株式会社TAMA警備
所在地	埼玉県川口市本町4丁目1番6号